（別記様式第１号別紙１）

移住支援金の支給申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び竹原市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、竹原市移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

⑴　移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

⑵　移住支援金の申請日から３年未満に竹原市以外の市区町村に転出した場合：全額

⑶　竹原市移住支援金支給要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

⑷　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に竹原市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

⑸　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全

　額